



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

101	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
102	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
103	生活保護法による指定した医療機関の変更	(福祉保健総務課).....	3
104	〃	(〃).....	3
105	〃	(〃).....	3
106	〃	(〃).....	4
107	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更	(障害福祉課).....	4
108	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(〃).....	4
109	救急病院の認定	(医務課).....	4
110	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	5
111	大規模小売店舗の変更の届出	(〃).....	6
112	土地収用法に基づく手続きの開始	(用地対策課).....	7
113	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課).....	7
114	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
115	和歌山下津港(磯の浦地区)港湾隣接地域内に放置されている所有者不明の船舶等の措置	(港湾空港振興課).....	8
116	重点調整区域内に放置されている所有者不明のプレジャーボートの措置	(〃).....	8
117	領収証書帳の無効	(会計課).....	9

○ 選挙管理委員会告示

11	政治団体の届出事項の異動の届出	10
12	政治団体の解散の届出	10
13	政治団体の収支報告書の要旨	11
14	政治団体の設立の届出	11
15	資金管理団体の届出	12
16	和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨	13

○ 正誤

	平成23年1月7日付け和歌山県報第2222号和歌山県告示第8号中	15
--	----------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第101号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年3月14日まで縦覧に供する。

平成23年1月28日

- 1 申請年月日
平成23年1月13日
- 2 名称
特定非営利活動法人あったカフェ
- 3 代表者の氏名
岩崎ひろみ
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川1141番地5
- 5 定款に記載された目的
この法人は、子育てをする人々を対象に、情報提供をはじめとするあらゆる子育て支援を行い、男女共同参画社会の形成と大人も子どもも健全な生活を営める地域密着型のまちづくりの推進を図る活動を目的とする。

和歌山県告示第102号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年1月18日指定した。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	ブブカ 2月号	17885-02	コアマガジン
月刊誌	特冊新鮮組DX 2月号	06681-2	竹書房
月刊誌	劇画マッドマックス 2月号	03369-02	コアマガジン
月刊誌	漫画実話ナックルズ 2月号	18421-2	ミリオン出版
月刊誌	実話マッドマックス 2月号	15279-02	コアマガジン
月刊誌	黄金のGT 2月号	12259-02	晋遊舎
月刊誌	BLACKBOX 2月号	17843-2	三英出版
月刊誌	決定版!XX 2月号	13319-2	ミリオン出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 2月号	02091-2	ぶんか社
月刊誌	ジェイスパーク 2月号	86257-02	トライマックス
雑誌	サーカス・マックス 2月号	04099-02	KKベストセラーズ
コミック	ドラ 2月号	16695-02	コアマガジン
コミック	ダリア 2月号	05839-02	フロンティアワークス
コミック	マガジンビーボーイ 2月号	18355-02	リブレ出版
コミック	アヤ 2月号	18815-02	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版
コミック	上級恋愛ミント 2月号	04593-2	近代映画社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
		旧	新	
田柔 12-2	下畑接骨院	田辺市湊1366	田辺市高雄二丁目15番22号	平成 22.11.8
田柔 7-60	古谷接骨院	田辺市湊1581-13	田辺市高雄一丁目6番27号	平成 22.11.8

和歌山県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
		旧	新	
田医 131-13	医療法人西川医院	田辺市湊1695- 20	田辺市高雄一丁目22番20号	平成 22.11.8
田医 111-7	田辺広域休日急患診療所	田辺市湊1619番地の8	田辺市高雄一丁目23番1号	平成 22.11.8
田医 79-60	平畑医院	田辺市湊1586	田辺市高雄一丁目5番2号	平成 22.11.8
田医 96-3	那須内科消化器科	田辺市湊小泉1440-12	田辺市高雄三丁目13番1号	平成 22.11.8
田医 122-9	山本眼科	田辺市湊1611番地	田辺市高雄一丁目12番25号	平成 22.11.8

和歌山県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
		旧	新	

田薬 6-63	有限会社長沢薬局漢方専門店	田辺市湊1581-10	田辺市高雄一丁目5番50号	平成 22.11.8
田薬 24-14	ヒロセ調剤薬局	田辺市湊1453	田辺市高雄三丁目12番9号	平成 22.11.8
田薬 25-14	ダック調剤薬局	田辺市湊1697-4	田辺市高雄一丁目22番16号	平成 22.11.8
田薬 51-20	センザキ薬局	田辺市湊1625番地	田辺市高雄一丁目14番34号	平成 22.11.8

和歌山県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	変更事項（所在地）		変 更 年 月 日
		旧	新	
田訪 4-16	田辺市医師会立訪問看護ステーション	田辺市湊1663-1	田辺市高雄一丁目11番10号	平成 22.11.8

和歌山県告示第107号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービス の 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3010101 156	ほほえみ	児童デイサービス	事業所の名称	有限会社ほほえみ	ほほえみ	平成 22.12.1
			事業所の所在地	和歌山市梅原185-7	和歌山市中439-1	

和歌山県告示第108号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年 月 日
みなべ川薬局	日高郡みなべ町徳蔵15 5-4	医療機関名称	南部川薬局	みなべ川薬局	平成 23.1.1

和歌山県告示第109号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人たちばな会 西岡病院
- 2 所在地 有田郡有田川町小島278-1
- 3 有効期限 平成26年1月31日

和歌山県告示第110号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターオークワ海南店
海南市築地1番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 福西拓也
和歌山市中島185番地の3
株式会社オー・エンターテイメント 代表取締役 大桑友朗
大阪市浪速区難波中二丁目10番70号 なんばパークスパークスタワー30階
その他未定8店舗
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年9月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,469㎡
- 6 駐車場の収容台数
424台
- 7 駐輪場の収容台数
108台
- 8 荷さばき施設の面積
179㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
34.6㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午前零時まで

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前零時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成23年1月14日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)

海南市まちづくり部産業振興課 (海南市日方1525番地6)

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課 (和歌山市湊通丁北1丁目2番地の1)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年1月28日から同年5月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第111号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターオークワ有田川店

有田郡有田川町天満池の内407-1

- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社オークワ 代表取締役社長 福西拓也

和歌山市中島185番地の3

- 3 変更する事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 3,951㎡ (変更後) 4,861㎡

- 4 変更年月日

平成23年9月15日

- 5 変更する理由

屋外売場を建物内とする売場面積の拡充のため。

- 6 届出年月日

平成23年1月14日

- 7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地) 有田川町産業課
(有田郡有田川町大字金屋3番地)

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課 (有田郡湯浅町湯浅2344-1)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成23年1月28日から同年5月28日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第112号

土地収用法 (昭和26年法律第219号) 第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定により次のとおり告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道371号改築工事 (橋本バイパス・和歌山県橋本市柱本字沓掛地内から同市柱本字深山地内まで、同市橋谷字上平地内から同市橋谷字不動平地内まで及び同市御幸辻字田中垣内地内から同市小原田字佃地内まで) 並びにこれに伴う市道及びため池付替工事
- 3 手続が開始される土地
 - (1) 収用の手続が開始される土地
和歌山県橋本市橋谷字上平、字大谷、字風呂谷及び字不動平地内
 - (2) 使用の手続が開始される土地
和歌山県橋本市橋谷字上平、字風呂谷及び字不動平地内
- 4 法第34条の4の規定による図面の縦覧場所
橋本市役所建設課

和歌山県告示第113号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
九度山町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
九度山都市計画下水道事業 九度山町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成2年3月30日
至 平成26年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第114号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3114	岩出市清水字川端122番1の一部、122番2の一部、123番1の一部、123番2の一部、123番3の一部、124番の一部、129番2の一部、里道	和歌山市太田二丁目8番11号 株式会社幸福建設 代表取締役 金沢公英	平成 23. 1. 18	6.00	50.87

和歌山県告示第115号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第56条の4第2項の規定に基づき、和歌山下津港（磯の浦地区）港湾隣接地域内に放置されている所有者不明の船舶等の措置を次のとおり行う。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 船舶等の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市磯の浦の和歌山下津港（磯の浦地区）港湾隣接地域内

(2) 種類等

次に掲げる船舶等

整理番号	船 種	船 質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	そ の 他
1	小型ボート	ポリエチレン	250×100×40	黄色	
2	小型ボート	ポリエチレン	250×100×40	黄色	
3	小型ボート	ポリエチレン	250×100×40	黄色	ブルーのシート掛け
4	小型ボート	ポリエチレン	250×100×40	黄色	
5	小型ボート	ポリエチレン	230×110×40	青色	

2 所有者等の行うべき措置

当該船舶等の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山下津港湾事務所に連絡した上で、平成23年2月16日（水）までに当該船舶等を撤去すること。

3 和歌山県知事の行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、他の者に命じ、又は委任して当該船舶等を撤去するものとする。なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第56条の4第8項の規定に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課（電話番号 073-431-7266）

和歌山県告示第116号

和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例(平成20年和歌山県条例第22号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定に基づき、重点調整区域内(条例第8条第1項の重点調整区域をいう。)に放置されている所有者不明のプレジャーボートの措置を次のとおり行う。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 プレジャーボートの所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市本脇地先の重点調整区域内

(2) 種類等

次に掲げるプレジャーボート

整理番号	船種	船質	全長×幅×深さ(cm)	色等の特徴	その他
1	和船	FRP	380×125×50	白色	船体に「252-4156」の表示あり、船台あり
2	和船	FRP	450×140×80	白色に青色ライン	船台あり
3	和船	FRP	500×120×130	白色	船体に「252-22835」の表示あり、船台あり
4	フィッシングボート	FRP	430×150×60	緑色、上部は白色	船体に「250-17685」の表示あり、船台あり
5	フィッシングボート	FRP	500×210×130	青色、上部は白色	船体に「251-7892」の表示あり、船台あり

2 所有者等の行うべき措置

当該船舶等の所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、和歌山下津港湾事務所連絡した上で、平成23年2月16日(水)までに当該船舶等を撤去すること。

3 和歌山県知事の行う措置

所有者等が期限内に2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該船舶等を撤去するものとする。なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、条例第16条第7項の規定に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課(電話番号 073-431-7266)

和歌山県告示117号

次の領収証書帳は、亡失のため無効としたので、公告する。

平成23年1月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

領収証書帳番号	No.014088
交付年月日	平成17年4月7日
交付先	和歌山県立耐久高等学校出納員

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
民主党和歌山県第3区総支部	会計責任者	福田喜之	森峰数	平成22.12.16	政党支部	
あたたかい改革をすすめる会	主たる事務所の所在地	和歌山市南汀丁11番地岡畑ビル1階	和歌山市北汀丁7 和通城西ビル1階	平成22.12.17	政治団体	
岩田弘彦後援会	代表者	梅本博昭	辻本茂	平成22.12.21	政治団体	
	会計責任者	石井雁男	河盛茂	平成22.12.28		
仁坂吉伸有田市後援会	主たる事務所の所在地	有田市千田327	有田市古江見15	平成22.12.22	政治団体	
松坂英樹後援会	代表者	尾上武男	上山富士人	平成22.12.27	政治団体	
入江勉後援会	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町吉原890-26	日高郡美浜町和田1640-7	平成22.12.28	政治団体	
玉置公良後援会	主たる事務所の所在地	田辺市朝日ヶ丘13-17木村ビル1F	西牟婁郡白浜町堅田2049-3	平成22.12.28	政治団体	
	代表者	竹村英一	溝口耕作			
	会計責任者	福田喜之	森峰数			
紀南創造の会	主たる事務所の所在地	田辺市朝日ヶ丘13-17木村ビル1F	西牟婁郡白浜町堅田2049-3	平成22.12.28	政治団体	
	会計責任者	福田喜之	森峰数			
自由民主党和歌山県森林支部	会計責任者	西田稔	福島正久	H23.1.5	政党支部	

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
平井としや後援会	吉川明弘	平成22.12.14	平成22.12.15

西林武仁後援会

草田行一

平成
22. 12. 31平成
23. 1. 4

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成20年分）の要旨

(単位：円)

平井としや後援会

報告年月日 22. 12. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

(単位：円)

平井としや後援会

報告年月日 22. 12. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

(単位：円)

平井としや後援会

報告年月日 22. 12. 15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西林武仁後援会

報告年月日 23. 01. 04

1 収入総額	1,000
前年繰越額	1,000
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鈴木均後援会	青沼稔	金田潔	新宮市橋本1丁目9-1	平成 22.12.13
日本弁護士政治連盟和歌山支部	岡本浩	有田佳秀	和歌山市四番丁5番地 和歌山弁護士会館内	平成 22.12.15
平井としや後援会	井藤義雄	早川伊織	御坊市塩屋町北塩屋1081	平成 22.12.15
小池ささおの会	山崎武男	楠岡稔	御坊市菌158	平成 22.12.21
和歌山つくろう会	南竜也	南こずえ	和歌山市杭ノ瀬426-30	平成 22.12.24
輪友会	田中太智	青松直仁	御坊市御坊111-5	平成 22.12.24
西風章世後援会	西風章世	西風栄支郎	和歌山市砂山南4丁目1-9	平成 23.1.5
園内浩樹後援会	園内浩樹	園内博子	和歌山市梅原72-10	平成 23.1.5
町田富枝子後援会	町田富枝子	町田義彦	海草郡紀美野町福田18	平成 23.1.5
森下伸吾後援会	森下伸吾	森下郁子	橋本市高野口町名古屋1048-5	平成 23.1.5
石橋千歌子後援会	石橋千歌子	石橋史朗	有田郡湯浅町湯浅1888-10	平成 23.1.5

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
西風章世	和歌山市議会議員	西風章世後援会	和歌山市砂山南4丁目1-9	西風章世	平成 23.1.5
園内浩樹	和歌山市議会議員	園内浩樹後援会	和歌山市梅原72-10	園内浩樹	平成 23.1.5
町田富枝子	紀美野町議会議員	町田富枝子後援会	海草郡紀美野町福田18	町田富枝子	平成 23.1.5
森下伸吾	橋本市議会議員	森下伸吾後援会	橋本市高野口町名古屋1048-5	森下伸吾	平成 23.1.5
石橋千歌子	湯浅町議会議員	石橋千歌子後援会	有田郡湯浅町湯浅1888-10	石橋千歌子	平成 23.1.5

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

平成22年11月28日執行の和歌山県知事選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月28日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成22年11月28日執行 和歌山県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,143,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	藤本 眞利子	所属党派	無所属	期間 12月20日から 12月20日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	宮本 修作				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円			
その他の寄附	件	円	人件費		円
その他の収入	件	円	家屋費		円
今回計		円	選挙事務所費		円
前回計		5,854,000 円	集会会場費		円
総 計		5,854,000 円	通信費	29,665 円	
			交通費		円
			印刷費	76,400 円	
			広告費		円
			文具費		円
			食糧費		円
			宿泊費		円
			雑 費	59,280 円	
			今回計	165,345 円	
			前回計	6,846,684 円	
			総 計	7,012,029 円	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	756,600 円
	ポスターの作成	924,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,680,600 円

報告書受理年月日	平成22年12月21日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	藤本 眞利子	所属党派	無所属	期間 12月24日から 12月25日まで	第 3 回分
出納責任者氏名	宮本 修作				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円			
			人件費		円
			家屋費	31,500 円	
			選挙事務所費		円
			集会会場費	31,500 円	
			通信費	429,820 円	

その他の寄附	件	円	交通費	円
その他の収入	1件	300,000 円	印刷費	円
今回計		300,000 円	広告費	円
前回計		5,854,000 円	文具費	円
総計		6,154,000 円	食糧費	円
			休泊費	円
			雑費	円
			今回計	461,320 円
			前回計	7,012,029 円
			総計	7,473,349 円

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	756,600 円
	ポスターの作成	924,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,680,600 円

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 27 日	第 3 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	洞 佳和	所属党派	無所属	期間 11月25日から 12月21日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	吉田 雅哉				

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
ゆたかで住みよい和歌山県をつくる会	政治団体	550,000 円	選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
			休泊費		
その他の寄附	件	円	雑費		
その他の収入	件	円	今回計		
今回計		550,000 円	451,753 円		
前回計		2,566,246 円	前回計		
総計		3,116,246 円	3,017,999 円		
			総計		

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	
	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	円

報告書受理年月日	平成 22 年 1 月 21 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

正 誤

正 誤

平成23年1月7日付け和歌山県報第2222号和歌山県告示第8号中

ページ	行目	誤	正
4	下から3	1666-1	166番-1